

使用料の減免基準に関する  
基本的な考え方  
(案)

美濃加茂市

## 使用料減免制度の現状と課題

公の施設は、施設利用者から使用料を等しく負担していただくことで運用しなければなりません。しかし、その負担を政策的に軽減する必要がある場合には、使用料の全部又は一部を免除することとしています。

こうした使用料負担の減額や免除、いわゆる減免の承認は、施設ごとの規則等で定めた要件により、さらに、これらの要件で判断できない場合には、その都度個別に決定していたため、減免を適用する範囲は広がる傾向にありました。

前述のとおり、使用料の減免制度は、政策的な観点から実施されるものであり、これまで、使用料を減額または免除し、利便性の向上を図ってきたことにより、スポーツや文化、生涯学習の振興及び推進のために一定の成果を挙げているところであります。

その半面、施設においては、利用団体のほとんどが減免団体となっている状況や利用者の固定化を招いており、施設使用料の本来のあり方が問われています。

公の施設使用料の改定にあたり、施設の使用の対価として定めた使用料の額の意義を保つ上からも、また、市民全体の平等性を維持していく上からも、減免基準を明確にし、適切な運用をしていくため、基本的な方針を定める必要があります。

そこで、次のように基準を定め、これをもとに公益性の度合いや負担能力の状況等から使用料の減免が真に必要なものかどうかを判断し、実施するものとします。

## 使用料の減免における基本方針

現行の減免制度は、受益者負担の原則に基づき廃止します。ただし、市が施策を推進するにあたり、行政との協働の観点から相互に協力関係にある団体、すなわち会員相互に限定せず、行政とともにまちづくりを担う団体に対して減免を適用するものとします。

## 使用料減免における判断基準

限定した使用料の減免に関する判断基準は、次のとおりとします。

- ①市が主催する場合 → 使用料の全額
- ②市が共催又は構成団体の一員となっている場合 → 使用料の半額
- ③協働の観点から相互に協力関係にある団体の利用 → 必要と認める減額率

③の運用については、個々のケースで判断することになりますが、次に掲げた判断基準をもとに適切に行います。なお、減額率については、50%または100%に統一します。

- ①公の施設は、公共の福祉の向上を図るために設置されたものであることから、市民が利用しやすいよう低廉な使用料を設定しています。本来、使用料は施設使用の対価であることから、原則は全額納付を基本とします。
- ②減免の承認にあたっては、「市の主催もしくは共催」の場合と比較し、それらと均衡が取れたものとし、施設使用にあたって公益性はあるものなどを判断基準として政策的に行うものとし、します。
- ③施設により別途加算する附属設備等の使用料については、利用者のみが利益を受けるものであることから、原則として減免対象としないものとし、します。
- ④市及び教育委員会が後援する場合は、「市の主催もしくは共催」の場合と比較した上でそれらと均衡が取れたものでなければならぬことを考慮し、減額しないものとし、名義使用の承認に限るものとし、します。

本基準は、スポーツ施設、文化施設及び生涯学習施設を基本したものであり、次に定める減免基準の具体的な例示を基に、減免の承認を行います。これらに該当しない場合であっても、総合的に判断し決定するものとし、します。

#### **免除（減額率100%）とする場合**

- 1) 市が主催する事業を推進するために使用するとき  
→ 市が主催する事業については、全て免除とします。
- 2) 団体の設立または組織された趣旨が施設の設置目的に沿った団体であり、かつ市の施策に合った事業を展開するために使用するとき  
→ 自治連合会、まちづくり協議会、消防団、交通安全協会、健寿会、スポーツ少年団等の市内の団体が市の施策に沿った事業を展開するために施設を使用するとき。ただし、当該団体が施設の設置目的に適合しない場合や参加者（個人）への受益が大きいものは免除対象としないものとし、します。
- 3) 市内の保育園（これらに準ずる施設を含む）が保育目的で使用するとき又は市内の幼稚園、小中学校、中等教育学校（前期課程に限る）及び特別支援学校が教育目的のために使用するとき  
→ 公立、私立を問わず、教育的見地から一律に行うこととします。なお、特別支援学校については、社会参加を促す観点から高等部まで含むものとし、します。

## 減額（減額率50%）とする場合

- 1) 市が共催して又は構成団体の一員となって事業を推進するために使用するとき  
→ 市が共催して又は構成団体の一員となって事業を推進するために使用する場合は減額とします。ただし、公益性が高くかつ広域的で大規模な事業で地域への影響力が大きい事業については免除とします。
- 2) 国、他の地方公共団体及び市等が加入している団体が使用する場合で、市民の福祉向上のために使用するとき  
→ 国及び他の地方公共団体等が実施するに広く市民を対象とした研修会、講演会等については減額とします。ただし、公益性が高くかつ広域的で大規模な事業で地域への影響力が大きい事業については免除とします。なお、国、他の地方公共団体等が実施する職員等を対象とした会議、研修会については減額しないものとします。
- 3) 自主的な活動を行っている団体がまちづくりを進めるために実施する講座、講習会などで使用するとき  
→ 自主的な活動を行っている団体がまちづくりを進める観点から広く市民に参加を呼びかけて実施する講座等で使用する場合は減額とします。
- 4) 市外の保育園（これらに準ずる施設を含む）が保育目的で使用するとき及び市外の幼稚園、小中学校が教育目的のために使用するとき又は学校教育法で規定する中等教育学校（前期課程を除く）及び高等学校が教育目的のために使用するとき  
→ 教育的見地からの支援するものとしますが、市内にある小中学校等が免除のため減額とします。

## 減額しない団体等

農業協同組合、商工会議所（商工会）、青年会議所、NPO法人などの団体については、財政基盤がしっかりしている自立した団体であり、これらの団体が集会等で使用する場  
合については、使用料の減額はしないものとします。

## 減免の判断について

減免の判断については、施設が個々で判断するのではなく、各施設が相互に協議の上、この基本的な考え方をもとに判断します。

## 免除・減額の制限

減額及び免除の適用については、より多くの市民に供し、限りある施設の適正かつ公平な使用を促進する観点から、各施設の使用実態等に即して、別途制限を設けることができるものとしします。

## 指定管理者制度を導入する施設における減免の取扱い

指定管理者制度を導入する施設における使用料又は利用料金の減免の取扱いについては、原則として、この減免基準の基本的な考え方を反映したものとしします。

## 減免基準の判断について

	利用内容	減免の判断	従前との違いなど
使用料を免除とするとき	自治連合会、まちづくり協議会、文化団体連盟、体育協会、スポーツ少年団等の団体が市の施策に沿った活動のために施設を使用するとき。	左記団体のように地域振興のために活動する団体は、その活動の社会貢献度が大きいことから市の主催事業と同等とみなし、免除とする。	従前どおり。 なお、参加者（個人）への受益が大きいもので施設を利用する場合は免除としない。
	市内の幼稚園、保育園及び小中学校等が教育目的のために使用するとき	教育的な見地から免除とする。なお、公立、私立の区分は撤廃する。	従前どおり。
	国及び他の地方公共団体及び市等が加入している団体が使用する場合で、市民の福祉向上のために使用するとき。	左記事業のうち公益性が高くかつ広域的で大規模な事業で地域の影響力が大きいものについては免除とする。	従前どおり。
	市が共催又は構成団体の一員となって事業を推進するために使用するとき。	左記事業のうち公益性が高くかつ広域的で大規模な事業で地域の影響力が大きいものについては免除とする。	従前どおり。
使用料を減額するとき	市が共催又は構成団体の一員となって事業を推進するために使用するとき。	上記以外での共催については、減額とする。なお、後援については減額としない。	これまでは後援も減額扱い。
	国及び他の地方公共団体及び市等が加入している団体が使用する場合で市民の福祉向上のために使用するとき。	左記で使用するもののうち、広く市民を対象とした研修会、講演会等については減額するものとする。ただし、職員を対象とした連絡会議等などは減額としない。	これまでは全て減額扱い。
	自主的な活動を行っている団体がまちづくりを進めるために実施する講座、講演会などで使用するとき。	自主的な活動を行っている団体が、まちづくりを進める観点から広く市民に参加を呼びかけて実施する講座等で使用する場合は減額とする。	施設により減免の取扱いが異なっている。
	市外の保育園（これらに準ずる施設を含む）が保育目的で使用するとき及び市外	教育的見地からの支援するものとするが、市内にある小中学校等が免除のた	一部の施設では高等学校についても免除としている。

	の幼稚園、小中学校が教育目的のために使用するとき又は高等学校、高等教育機関が教育目的で利用するとき。	め、減額とする。	
減 免 な し	農業協同組合、商工会議所（商工会）青年会議所、NPO法人など	自立した団体であり、自らの団体の活動のために使用するものであるから減免しないものとする。	左記団体が利用する場合については現在、そのほとんどが免除となっている。